府中市リサイクルプラザ整備・ 管理運営事業実施方針

令和5年5月

府 中 市

目 次

1		特	定事	事業	0	選	定	に	関	す	る	事	項	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	(1)		事業	と 内	容	に	関	す	る	事	項	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	(2)	4	特定	官事	業	0	選	定	及	Ű,	公	表	に	関	す	る	事	項	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
2		民	間事	事業	者	0	募	集	及	U.	選	定	に	関	す	る	事	項	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
	(1)		民間	引事	業	者	(T)	募	集	及	び	選	定	方	法	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	8
	(2)		民間	事	業	者	の :	募	集	及	び	選	定	0	手	順	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	8
	(3)		入木	L参	加	者	<i>の</i>	備	え	る・	べ	き	参	加	資	格	要	件	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
	(4)		審書	至及	び	選	定	に	関	す	る	事	項		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•		•	1	2
3		民	間事	事業	者	の	責	任	<i>(</i>)	明	確	化	等	事	業	0	適	正	カュ	つ	確	実	な	実	施	(T)	確	保	に	関	す	る	事	項	•	•	1	3
	(1)		基本	比的	考	え	方	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•						•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	3
	(2)	-	予想	見さ	れ	る	リ	ス	ク	ځ	責	任	分	担	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	1	3
	(3)		事業	色の	実	施	状	況	の・	モ	=	タ	リ	ン	グ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	1	3
4		公	共加	包設	等	の	<u>\frac{1}{1}</u>	地	並	び	に	規	模	及	び	配	置	に	関	す	る	事	項	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	1	4
5		特	定事	事業	契	約	の;	解	釈	に	つ	٧١	て	疑	義	が	生	じ	た	場	合	に	お	け	る	措	置	に	関	す	る	事	項	•	•	•	1	4
	(1)	,	係有	中事	由	に	係	る	基	本	的	な	考	え	方	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			•	•	•	•	1	4
	(2)	:	管輔	書裁	判	所	•	•			•	•	•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	1	4
6		事	業の	D継	続	が	困	難	الح	な	つ	た	場	合	に	お	け	る	措	置	に	関	す	る	事	項	•	•	•	•			•	•	•	•	1	5
	(1)		事業	巻者	·の	債	務	不	履	行	に	ょ	り	事	業	の	継	続	が	困	難	لح	な	つ	た	場	合	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	5
	(2)		本市	方の	債	務	不	履	行	に	ょ	り	事	業	の	継	続	が	木	難	と	な	つ	た	場	合	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	5
	(3)		当事	[本	·の	債	務	不	履	行	に	ょ	5	ず	事	業	の	継	続	が	困	難	لح	な	つ	た	場	合	•	•	•	•	•	•	•	•	1	5
	(4)		その)他	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	5
7		法	制亅	上及	び	税	制	上	の:	措	置	並	び	に	財	政	上	及	び	金	融	上	の	支	援	に	関	す	る	事	項	•	•	•		•	1	6
	(1)		法制	削上	及	び	税	制.	上	の:	措	置	に	関	す	る	事	項	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	6
	(2)		その)他	(D)	支	援	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	6
8		そ	の他	也特	定	事	業	の	実	施	に	関	し	必	要	な	事	項		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•			•	•		•	1	6
	(1)	i	議会	<u></u>	(D)	議	案	の	提	出	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	6
	(2)		情幸	设提	供	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	6
	(3)		応募																																			
	(4)		実が	包方	針	に	関	す	る	問	合	せ	先		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	6
第	1	号	様コ	t	実	施	方	針	に	対	す	る	質	問	(意	見)	書	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	7
資	料	1	言	十画	地	案	内	図(1	•	•		•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•			•	•	•	•	1	8
資	料	2	言	十画	i地	案	内	図(2	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	ç
資	料	3	角	军体	対	象	施	設	•	•	•		•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•			•	•	•	•	2	C
資	料	4	Ę,	女修	対	象	施	設	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	1
資	料	5		事業																																		
資	料	6	7	产想	は	れ	る	IJ.	ス	ク	及	び	本	市	ح	事	業	者	の	IJ	ス	ク	分	担	表	(案	•					•				2	3

1 特定事業の選定に関する事項

(1) 事業内容に関する事項

ア 事業名称

府中市リサイクルプラザ整備・管理運営事業

イ 対象となる公共施設等の種類

ごみ処理施設

ウ 公共施設等の管理者

府中市長 高野律雄

エ 事業目的

本市の中間処理施設である府中市リサイクルプラザ(以下「本施設」といいます。)については、最も古い選別棟はしゅん工から28年以上が経過するなど、施設の老朽化が進み、維持管理が困難となっています。さらに、選別棟や資源棟などの各機能が分散して配置されていることから、廃棄物の効率的な処理等に係る課題が生じています。

これらのことから、本施設を再整備し、将来にわたり安定的かつ効率的な廃棄物処理体制を確保するとともに、廃棄物処理に伴う環境負荷のより一層の低減を図るため、経済性・効率性に優れた新施設及び改修対象施設の整備及び管理運営を行うものです。

併せて、本事業において、本市が本施設の整備及び管理運営の業務を民間事業者に一括かつ長期的に委ねることにより、民間事業者が創意工夫をし、本施設の財政負担の縮減及び公共サービスの水準の向上を図ることを目的とします。

オ 既存施設、新施設、解体対象施設及び改修対象施設の概要

(ア) 既存施設の概要

表 1 既存施設の概要

施設名	施設概要
選別棟	処 理 能 力:6 0 t/日
	処理対象物:燃やさないごみ、容器包装プラスチック
管理棟	処 理 能 力: 4. 6 t/日
	処理対象物:ペットボトル
資源棟	処理能力:49.5 t/日
	処理対象物:ふとん、粗大ごみ、燃やさないごみ、容器包装プラスチッ
	ク、びん、かん
保管棟	第一保管棟、第二保管棟、第三保管棟
その他施設	既存計量棟、除害施設、車庫、駐車場スペース、門扉、柵、外構設備等

[※]処理能力はしゅん工当時の数値です。

(4) 新施設の概要

表 2 新施設の概要

計画地	建設予定地	東京都府中市四谷6丁目58番地 (府中市リサイクルプラザ内)						
	敷地面積	20, 542. 66 m ²						
新施設(マテリアルリサイクル推進施設)	施設規模	(1) 燃やさないごみ : 15. 0t/5h (2) 粗大ごみ : 8. 2t/5h (3) プラスチック : 22. 1t/5h (4) びん : 9. 0t/5h (5) かん : 2. 8t/5h (6) ペットボトル : 4. 4t/5h (7) ふとん : 0. 5t/5h (8) その他、有害ごみ、危険ごみ、せん定枝の受入 ヤード(仮置ヤード)を設ける。						
	処理方式	破砕・選別・圧縮・こん包・保管						
その他施設	計量棟、仮置ヤード、洗車場、駐車場、構内道路、植栽、門・囲障、 新施設と管理棟間の渡り廊下等							

(ウ) 解体対象施設の概要

- a 選別棟
- b 管理棟のペットボトル処理施設
- c 資源棟
- d 第一保管棟
- e 第二保管棟
- f 第三保管棟
- g 車庫

- h 除害施設
- i 駐車場スペース
- j その他解体が必要な施設(外構設備、植栽等を含みます。)

(エ) 改修対象施設の概要

- a 管理棟
- b 既存計量棟

力 処理対象物

- (ア) 燃やさないごみ
- (4) 粗大ごみ
- (ウ) プラスチック
- (エ) びん
- (オ) かん
- (カ) ペットボトル
- (卦) ふとん
- (ク) その他、有害ごみ、危険ごみ、せん定枝等(受入れのみ)

キ 事業内容

(7) 事業方式

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11年法律第117号。以下「PFI法」といいます。)に準じて実施する事業であり、 事業者が、本市の所有となる本施設について整備及び管理運営を一括して受託するDB O方式とします。

(イ) 契約の形態

- a 本市と事業者は、本事業に係る基本契約を締結します。
- b 基本契約に基づいて、本市は、設計企業と建設企業による共同企業体等(設計企業と建設企業が同一企業の場合は当該企業。以下「建設 J V等」といいます。)と本事業に係る建設工事請負契約を締結します。
- c 基本契約に基づいて、本市は、SPCと管理運営委託契約を締結します。
- d 特定事業契約の各々についての締結主体を「資料 5 事業スキーム図」に示します。

(ウ) 事業期間

事業期間は、次のとおりとします。

a 設計·建設期間

令和6年10月から令和11年12月までの5年3か月間

(a) 先行解体

令和7年7月から新施設の建設工事の着手まで

(b) 新施設の建設

先行解体後から令和10年1月まで

- (c) 解体対象施設の解体及び跡地整備等 新施設のしゅん工後から令和11年12月まで
- (d) 管理棟及び既存計量棟の改修 令和6年10月から令和11年12月まで

b 管理運営期間

令和10年2月から令和29年3月までの19年2か月間

(a) 新施設

令和10年2月から令和29年3月まで(ただし、渡り廊下の管理運営は令和12年1月からとします。)

(b) 管理棟

令和10年2月から令和29年3月まで

(c) 既存計量棟

令和10年2月から令和29年3月まで

年度 R6 R7 R8 R9 R10 R11 R12 \sim 先行解体(第一保管棟、車庫、 除害施設の解体等) 新施設の設計・建設 解体対象施設の解体 跡地整備及び渡り廊下の設置 管理棟及び既存計量棟の改修 新施設の管理運営 管理棟の管理運営 既存計量棟の管理運営 渡り廊下の管理運営

表3 設計・建設及び管理運営の時期

→ : 設計・建設及び解体、改修 ·····・ : 管理運営

(エ) 事業期間終了後の措置

事業者は、事業期間終了時に本施設を本市が定める明渡し時における施設の要求水準 を満足する状態を保って、本市に引き継ぐものとします。

(オ) 事業の対象となる業務範囲

本事業の対象となる業務範囲を次に示します。なお、詳細については、入札公告時に公表する要求水準書に示すとおりとします。

a 事業者が行う業務

- (a) 事前調査等に関する業務
 - ① 電波障害調査
 - ② 周辺家屋への日照影響等調査
 - ③ 解体撤去に必要なアスベスト等調査
 - ④ 土壤汚染状況調査
 - ⑤ その他、施設の整備に必要な調査(補完的な測量や地質調査を含みます。)

(b) 新施設及び解体対象施設の設計・建設に関する業務

- ① 新施設機械設備工事
- ② 土木・建設工事
- ③ 解体対象施設撤去工事
- ④ 跡地整備工事
- ⑤ その他の工事

(c) 改修対象施設の設計・建設に関する業務

- ① 管理棟改修工事
- ② 既存計量棟改修工事
- ③ その他の工事

(d) 本施設の管理運営に関する業務

- ① 受付・受入管理業務
- ② 運転管理業務
- ③ 用役管理業務
- ④ 維持管理業務
- ⑤ 環境管理業務
- ⑥ 情報管理業務
- ⑦ 啓発業務(見学者対応及び行政視察等の本市への対応支援を含みます。)
- (8) 管理棟の管理運営業務(啓発設備等の運営及び管理棟の維持管理)
- ⑨ その他関連業務(近隣住民等の対応、清掃、植栽管理、防火管理・防災管理、警備・防犯、説明用パンフレットの改訂・発行等)

(e) その他の業務

- ① 必要な諸官庁届出等(事業者が行うべきもの)
- ② 交付金申請など本市が行う諸官庁届出等の支援
- ③ 本市が行う近隣住民等の対応支援

b 本市が行う業務

(a) 事前調査等に関する業務

- ① 建設用地の確保
- ② 整備発注に係る測量、地質調査

- ③ 各種許認可の実施
- ④ 生活環境影響調査

(b) 新施設の整備に関する業務

- ① 事業者が行う新施設の設計及び施工の監理
- ② その他これらを実施する上で必要な業務

(c) 改修対象施設の整備に関する業務

- ① 事業者が行う改修対象施設の設計及び施工の監理
- ② その他これらを実施する上で必要な業務

(d) 本施設の管理運営に関する業務

- ① ごみの収集、運搬及び搬入
- ② 既存施設の運転・維持管理(新施設の供用開始まで) ※計量については、新施設の供用開始までとします。
- ③ 資源物及び残さ等の売却先・引渡し先の選定
- ④ 選別・圧縮した資源物及び残さの搬出及び処分(積込みは事業者所掌)
- ⑤ せん定枝・危険物・有害物・適正処理困難物の搬出及び処分(積込みは事業者 所掌)
- ⑥ 事業者が行う施設運営のモニタリング
- ⑦ その他これらを実施する上で必要な業務

(e) その他の業務

- ① 近隣住民等の対応(本市が負担すべき範囲)
- ② 交付金申請及び交付金申請に付随する申請手続
- ③ 行政視察等の対応
- ④ その他これらを実施する上で必要な業務

(#) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、次のとおりです。

a 新施設の整備及び解体対象施設の解体に係る対価

本市は、本施設の事前調査等に関する業務、新施設の整備及び解体対象施設の解体に関する業務に係る対価を、施設整備費として建設 J V 等に支払います。なお、原則として出来高に応じて支払うものとします。

b 管理棟及び既存計量棟の改修に係る対価

本市は、管理棟及び既存計量棟の改修に係る対価を、施設整備費として建設 J V 等に支払います。なお、原則として出来高に応じて支払うものとします。

c 本施設の管理運営等に係る対価

本市は、本施設の管理運営に関する業務に係る対価を、委託料として管理運営期間にわたってSPCに支払います。委託料は、固定料金と変動料金(処理量等に応じて変動)で構成されるものとします。なお、委託料は、年に1回改定することができるものとします。

(4) 交付金の申請

本市は、本事業の実施に関して、交付金の申請を予定しています。交付金の申請等の 手続は本市において行いますが、建設 J V 等は申請手続に必要な書類の作成等について 本市を支援するものとします。

ク 地域貢献

事業者は、本施設の整備及び管理運営において、地元業者を活用するとともに、地域産の資材及び物品の調達、地域内での雇用確保など、本事業を通じて地域の活性化に貢献することとします。

ケ環境対策及び災害対策

事業者は、本施設の整備及び管理運営において、効果的な環境対策を実施し、環境負荷の低減や二酸化炭素等の温室効果ガスの排出削減に努めるとともに、本施設の立地等を踏まえた適切な災害対策に努めることとします。

コ 関係法令等の遵守

本市及び事業者は、本事業を実施するに当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」といいます。)のほか、必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならないものとします。

② 特定事業の選定及び公表に関する事項

ア 選定基準

本事業をDBO方式で実施することにより、次の(7)又は(4)に該当する場合、特定事業として選定します。

- (7) 事業期間を通じた本市の財政負担の縮減を期待できること。
- (4) 本市の財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上を期待できること。

イ 選定方法

本市の財政負担見込額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を 算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行います。また、公共サービスの 水準については、できる限り定量的な評価を行うこととしますが、定量化が困難な場合に は、客観性を確保した上で定性的な評価を行います。

ウ 選定結果の公表

本市は、特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を評価の内容と併せて、速やかに公表します。また、特定事業の選定を行わないこととしたときも、同様に公表します。

2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 民間事業者の募集及び選定方法

本市は、本事業への参加を希望する民間事業者を広く公募し、透明性及び公平性の確保に 十分留意して事業者を選定します。なお、民間事業者の募集及び選定は、総合評価一般競争 入札により行う予定です。

(2) 民間事業者の募集及び選定の手順

ア 事業者の募集・選定スケジュール

本事業では、次のとおり民間事業者を募集・選定することを予定しています。

令和5年6月1日(木)	実施方針の公表
令和5年 6 月14日 (水) ~ 6 月16日 (金)	実施方針に対する質問(意見)の受付
令和5年7月10日(月)	実施方針に対する質問及(意見)への回答の公表
令和5年10月上旬	特定事業の選定及び公表
令和5年10月上旬	入札公告 (入札説明書等の公表)
令和5年10月下旬	入札説明書等に対する質問の受付 (第1回)
令和5年11月下旬	入札説明書等に対する質問への回答の公表 (第1回)
令和5年12月上旬	参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付
令和5年12月中旬	参加資格審査結果の通知
令和5年12月中旬	入札説明書等に対する質問の受付 (第2回)
令和6年 1 月中旬	入札説明書等に対する質問への回答の公表 (第2回)
令和6年2月下旬	提案書の受付(入札)
令和6年 5 月	落札者の決定及び公表
令和6年6月	基本協定締結
令和6年7月	特定事業契約の仮契約締結
令和6年 9 月	特定事業契約の本契約締結

表 4 募集・選定スケジュール

イ 応募手続等

(が) 実施方針に対する質問(意見)の受付

実施方針に対する質問(意見)を、次のとおり受け付けます。

- a 受付期間:令和5年6月14日(水)から6月16日(金)午後3時まで
- b 提出方法:別添様式第1号 (Microsoft Excel 形式) に記入の上、電子メールに当該様式を添付し、事務局に送信して提出してください。なお、電子メールの総容量は5メガバイト以内とし、提出者は電話により、電子メールの着信確認を行ってください。

○事務局:府中市生活環境部資源循環推進課施設係

〒183-0035 東京都府中市四谷6丁目58番地 府中市リサイクルプラザ内

○電子メールアドレス: risaikuru02@city. fuchu. tokyo. jp

○電話番号:042-365-0502

(4) 実施方針に対する質問(意見)への回答の公表

実施方針に対する質問(意見)への回答は、令和5年7月10日(月)までに、本市のホームページにおいて公表します。ただし、提出者名は公表しません。

(ウ) 特定事業の選定及び公表

実施方針に対する質問(意見)を踏まえ、PFI法に準じる事業として実施すること が適切であると認める場合、本事業を特定事業として選定し、令和5年10月上旬に公 表します。

(エ) 入札公告(入札説明書等の公表)

令和5年10月上旬に入札説明書、要求水準書、特定事業契約書(案)、落札者決定基準及び様式集を公表し、入札公告を行います。

(オ) 入札説明書等の公表以降の手続

入札説明書等の公表以降の手続については、入札説明書において提示します。

(3) 入札参加者の備えるべき参加資格要件

ア 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次のとおりとします。

- (7) 入札参加者は、設計企業、建設企業、管理運営企業を含む複数の企業のグループにより構成されるものとし、次のa及びbに掲げる要件を満たすものとします。
 - a 入札参加者は、本市との交渉窓口となる構成企業1社を代表企業として定めます。 なお、代表企業は、マテリアルリサイクル推進施設の建屋の建設を担当する建設企業 又はマテリアルリサイクル推進施設のプラント設備の建設を担当する建設企業としま す。
 - b 入札参加者の構成企業は、本事業の設計、建設又は管理運営を行う企業のうち、S PCに出資する構成員及びSPCに出資しない協力企業から構成されるものとします。 なお、構成員のみで入札参加者を構成することも可能とします。
- (4) 参加表明書提出以後、入札参加者の構成企業の変更は、原則として認めません。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議の上、これを決定します。
- (f) 落札者は、仮契約締結時までにSPCを本市内において設立するものとします。ただし、本施設の所在地をSPC本店の所在地として登記することはできません。
- (1) 入札参加者の構成企業以外の者のSPCへの出資は認めません。また、代表企業の出

資比率は出資者の中で最大とします。

- (オ) 入札参加者は、参加表明書及び参加資格審査申請書類の提出時に構成企業を明らかに するとともに、それぞれの企業が本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとします。
- (#) 本事業の設計・建設業務を建設 J V により実施する場合は、特定建設工事共同企業体 (甲型) とするとともに、代表企業が建設 J V の代表者となるものとします。
- (注) 入札参加者の構成企業は、原則として、他の入札参加者の構成企業になることはできません。なお、本市が事業者と特定事業契約を締結後、選定されなかった入札参加者の構成企業が事業者の業務等を支援及び協力することは可能とします。
- (f) SPCに出資する全ての企業は特定事業契約が終了するまでSPCの株式を保有し 続けるものとし、本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設 定その他の一切の処分を行ってはならないものとします。

イ 入札参加者の要件

入札参加者の構成企業は、次の各号の要件を満たすものとします。

(7) 共通の要件

- a 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- b 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。
- c 構成企業の役割に応じて、令和5・6年度府中市入札参加資格を有していること。

(イ) 設計企業の個別の要件

設計企業のうち、マテリアルリサイクル推進施設の建屋の設計を担当する設計企業、管理棟の改修設計を担当する設計企業は構成員又は協力企業とし、マテリアルリサイクル推進施設のプラント設備の設計を担当する設計企業は構成員として、次の要件を満たすものとします。

- a マテリアルリサイクル推進施設の建屋の設計を担当する設計企業及び管理棟の改修 設計を担当する設計企業
 - (a) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務 所の登録を行っていること。
- b マテリアルリサイクル推進施設のプラント設備の設計を担当する設計企業 地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、次の要件を満たすマテリアルリサイ クル推進施設の元請けでの設計実績を1件以上有すること。なお、プラント設備の設 計及び建設を実施する者は同一企業とすること。
 - (a) 一般廃棄物を対象とした破砕機、磁選機、アルミ選別機を整備した設備の設計実績を有し、かつ当該破砕処理施設の処理能力が20トン/5h以上であること。
 - (b) (a)の施設は1年以上の稼働実績を有すること。

(*) 建設企業の個別の要件

建設企業のうち、マテリアルリサイクル推進施設の建屋の建設を担当する建設企業及

びマテリアルリサイクル推進施設のプラント設備の建設を担当する建設企業は構成員と し、管理棟の改修を担当する建設企業及び解体を担当する建設企業は構成員又は協力企 業として、次の要件を満たすものとします。

a マテリアルリサイクル推進施設の建屋の建設を担当する建設企業及び管理棟の改修 を担当する建設企業

- (a) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による建築一式工事 につき特定建設業の許可を受けていること。
- (b) 建設業法に規定する建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評点が参加表明 書の提出期限日において900点以上であること。

b 解体を担当する建設企業

建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による土木一式工事、建築一式工事及び解体工事のいずれかにつき、特定建設業の許可を受けていること。

c マテリアルリサイクル推進施設のプラント設備の建設を担当する建設企業

- (a) 建設業法第3条第1項の規定による清掃施設工事の特定建設業の許可を受けていること。
- (b) 建設業法に規定する清掃施設工事に係る経営事項審査結果の総合評点が参加表明 書の提出期限日において1,000点以上であること。
- (c) 地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、次の要件を満たすマテリアルリサイクル推進施設の元請けでの建設実績を1件以上有すること。
 - ① 一般廃棄物を対象とした破砕機、磁選機、アルミ選別機を整備した設備の建設 実績を有し、かつ当該破砕処理施設の処理能力が、20トン/5h以上であること。
 - ② ①の施設は1年以上の稼働実績を有すること。

(エ) 管理運営企業の個別の要件

管理運営企業は、次のaの共通の要件を満たすものとします。なお、マテリアルリサイクル推進施設の管理運営企業については構成員とし、bの個別の要件を満たすものとします。

a 管理運営企業の共通の要件

- (a) 全ての管理運営企業は、廃棄物処理施設の管理運営に直接起因し、廃掃法に基づく罰金以上の刑に処せられたことのある者においては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していること。
- (b) 全ての管理運営企業は、本市の管理運営に当たり、事業者の責務を達成するため に必要な資格者を配置できること。

b マテリアルリサイクル推進施設の管理運営企業

(a) 廃棄物処理施設技術管理者(破砕・リサイクル施設)の資格を有し、類似施設における現場総括責任者としての経験を有する技術者を管理運営業務に係る現場総括責任者として、新施設の試運転開始までに配置し、管理運営開始後2年以上配置できること。

- (b) 地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、次の要件を満たすマテリアルリサイクル推進施設の元請けでの管理運営実績を1件以上有すること。
 - ① 一般廃棄物を対象とした破砕機、磁選機、アルミ選別機を整備した設備の管理 運営実績を有し、かつ当該破砕処理施設の処理能力が、20トン/5h以上である こと。
 - ② ①の施設は1年以上の稼働実績を有すること。

ウ 入札参加者の構成企業の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成企業となることはできないものとします。

- (7) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- (4) 府中市業者指名停止基準に基づく指名停止措置を受けている者
- (f) 清算中の株式会社である企業については、会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始命令がなされている者
- (エ) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- (t) PFI法第9条に定める規定に該当する者
- (カ) 最近1年間の法人税、法人事業税、消費税、地方税を滞納している者
- (4) 本事業に係る支援事業に関与したパシフィックコンサルタンツ株式会社及び日比谷パーク法律事務所並びにこれらと資本面及び人事面において関連のある者(資本面において関連のある者とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者若しくは当該企業が発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、人事面において関連がある者とは当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいいます。)
- (n) 本事業の府中市リサイクルプラザ整備等事業者選定委員会(以下「選定委員会」といいます。)の委員及びその者と資本面及び人事面において関連がある者

エ 参加資格の確認

参加資格は、参加表明書の提出期限日において確認するものとします。ただし、参加資格確認後、契約締結までの期間に入札参加者の構成企業が上記参加資格要件を欠くこととなる事態が生じた場合には、当該入札参加者は失格とします。

(4) 審査及び選定に関する事項

ア 事業提案内容の審査

事業提案の審査は、学識経験者及び廃棄物処理関係団体の構成員並びに公募による市民で構成される選定委員会において行います。

イ 審査の手順及び方法

(7) 参加資格審査

本市は、入札参加者から提出された参加資格審査申請書類について、参加資格要件の 具備を確認し、参加資格審査結果を入札参加者に通知します。

(4) 提案書審査

選定委員会において、入札公告時に公表する落札者決定基準に基づき、入札参加者から提出された提案書の審査を行い、最優秀提案を選定します。

(f) 審査結果

本市は、選定委員会の結果を踏まえて落札者を決定し、審査結果及び選定結果を公表します。

3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

(1) 基本的な考え方

本事業における責任分担の考え方は、本市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本施設の整備及び管理運営の責任は、原則として事業者が負うものとします。ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本市が責任を負うものとします。

(2) 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスクと本市及び事業者の責任分担は、原則として資料6に定めるとおりとします。責任分担の程度や具体的な内容については、特定事業契約に定めるものとします。

(3) 事業のモニタリング

本市は、事業者が実施する本施設の整備及び管理運営について、モニタリングを行います。モニタリングの方法、内容等については、特定事業契約に定めるものとします。

4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

本事業の計画地に関する事項は、次表のとおりです。

表5 計画地に関する事項

住 所	東京都府中市四谷6丁目58番地(府中市リサイクルプラザ敷地内)							
面積	20, 542. 66 m ²							
区域区分	都市計画区域内							
用途地域	準工業地域							
建ペい率	6 0 %以内							
容積率	200%以内							
日影規制	5 m を超える範囲: 4 時間以上 10 mを超える範囲: 2. 5 時間以上(測定水平面 4 m)							
緑 化 率	建築物の上:屋上面積の25%以上 (東京における自然の保護と回復に関する条例) 地 上 部:空地面積の30%以上 (府中市公共施設の緑化基準)							
その他	府中市水害ハザードマップ ・想定浸水深(0.5m以上3.0m未満) ・家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流) ・家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)							

5 特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

(1) 係争事由に係る基本的な考え方

特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合、本市と事業者は、誠意をもって協議する ものとし、協議が整わない場合は、法令及び特定事業契約中に規定する具体的措置に従うも のとします。

(2) 管轄裁判所

特定事業契約に関する紛争については、東京地方裁判所を合意による第一審の専属管轄裁判所とします。

6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとるものとします。

(1) 事業者の債務不履行により事業の継続が困難となった場合

- ア 事業者の提供するサービスが、特定事業契約で定める事業者の債務不履行となり、又は そのおそれが生じた場合、本市は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の 提出及び実施を求めることができるものとします。また、事業者が当該期間内に改善をす ることができなかった場合、本市は特定事業契約を解除することができるものとします。
- イ 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果特定事業契約に基づ く事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本市は特定事業契約を解除するこ とができるものとします。
- ウ 前2号の規定により本市が特定事業契約を解除した場合、事業者は、本市に生じた損害 を賠償しなければならないものとします。

(2) 本市の債務不履行により事業の継続が困難となった場合

- ア 本市の債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は特定事業契約を解除 することができるものとします。
- イ 前号の規定により事業者が特定事業契約を解除した場合、本市は事業者に生じた損害を 賠償するものとします。

③ 当事者の債務不履行によらず事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他本市又は事業者の債務不履行によらない事由により事業の継続が困難となった場合、本市及び事業者は、事業継続の可否について協議するものとします。

- ア 設計・建設期間においては、一定期間内に協議が整わない場合、本市は、相手方に事前 に書面でその旨を通知することにより、建設工事請負契約を解除することができるものと します。その場合、管理運営委託契約についても解除することができるものとします。
- イ 管理運営期間においては、本市及び事業者は、それぞれの相手方に事前に書面でその旨 を通知することにより、管理運営委託契約を解除することができるものとします。

(4) その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、特定事業契約に定めるものとします。

7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

本市は、PFI法に規定する法制上及び税制上の措置の支援を予定していません。

(2) その他の支援

国等が実施する法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を事業者が受けられる場合、本市は、それらの支援を受けることができるよう努めるものとします。

8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

(1) 議会への議案の提出

本市は、本事業の特定事業契約の締結について、令和6年9月の議会に議案を提出する予 定です。

(2) 情報提供

情報提供は、適宜、本市のホームページにおいて行います。

③ 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、全て入札参加者の負担とします。

(4) 実施方針に関する問合せ先

本実施方針に関する問合せ先は、次のとおりとします。

- ○事務局:府中市生活環境部資源循環推進課施設係 〒183-0035 東京都府中市四谷6丁目58番地 府中市リサイクルプラザ内
- ○電子メールアドレス: risaikuru02@city. fuchu. tokyo. jp
- ○電話番号: 0 4 2 3 6 5 0 5 0 2 ○F A X: 0 4 2 - 3 3 6 - 1 4 9 1

様式第1号 実施方針に対する質問(意見)書

/ 13/6	[5 4sta F 5									
(様式	弌第1号)						令和	年	月	日
			ž.	主坛士	41に対する所	明(辛目)妻				
			Ź	夫虺刀:	針に対する質	可(息兄/ 音				
府中市										
				質問及び	び意見者 会社名					
					所在地 担当者					
					五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五					
					所 属					
					電話					
					FAX E-Mail					
					E-Mai.	L				
庄日	h 击 11 升 .	イカルプミ	ラヂ敷借	. 答田海	営事業の実施方針に	マサーナー 円下の	近明 <i>(</i> 辛 日) -	がなり	キナの	で坦
出しま		19749.	ノリ金州	* 日任理	古 事 未 少 夫 旭 刀 ᆈ ()		貝미(尼允//	ν α) ·)	x 9 0)	(1)(
■宝성	おお針に	関する質問	珥							
No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名		質問の内容	3		
(例)	1	I	1	(1)	事業名称	0000				
1										
2										
•••										
■実施	を方針に[関する意見	見							
No. (例)	<u>頁</u>	大項目	中項目 1	小項目 (1)	項目名 事業名称	0000	意見の内容	3		
(1/4)	1	1	1	(1)	学 亲石 你	0000				
1			即沃	ωт	クセルファ・	イルニア		_		
			刀リが	U) <u> </u>	ノビルンド・	1 1012 C				
2				- >+≡	山口ノギナロ					
				_ 掟	出ください	• 0		-		
			1	I	T	1				

資料1 計画地案内図①



図1 敷地全体図

資料2 計画地案内図②

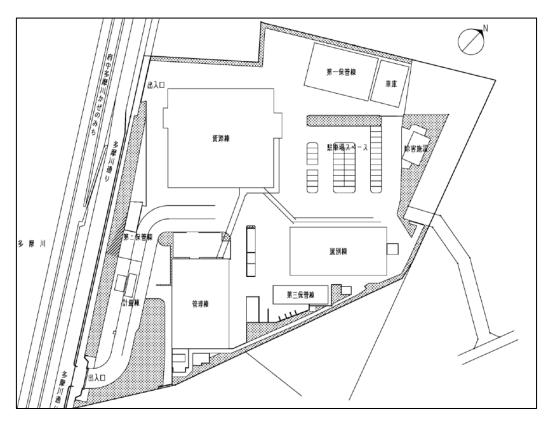


図2 府中市リサイクルプラザの現況平面図

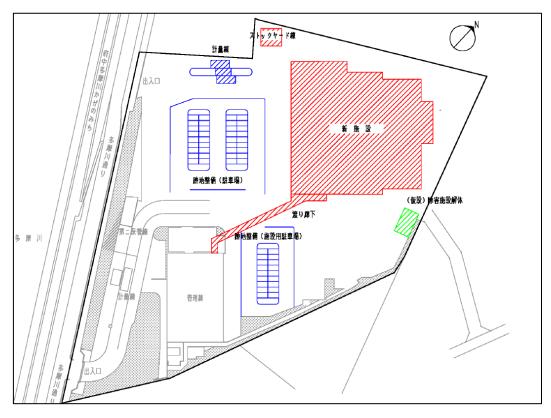


図3 新施設の配置イメージ図

資料3 解体対象施設



: 解体撤去対象

図4 解体対象施設

資料4 改修対象施設

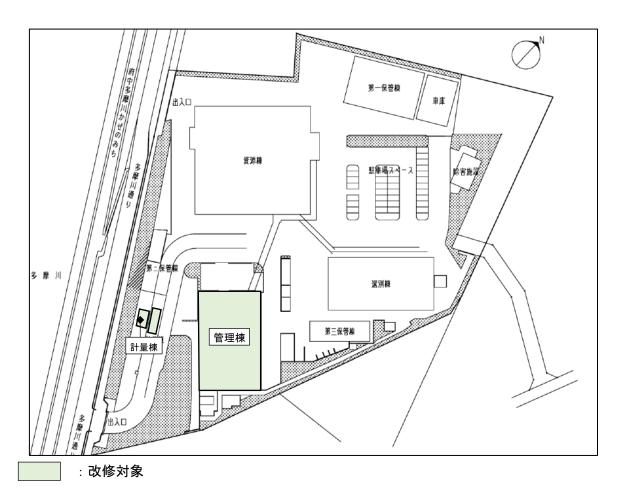
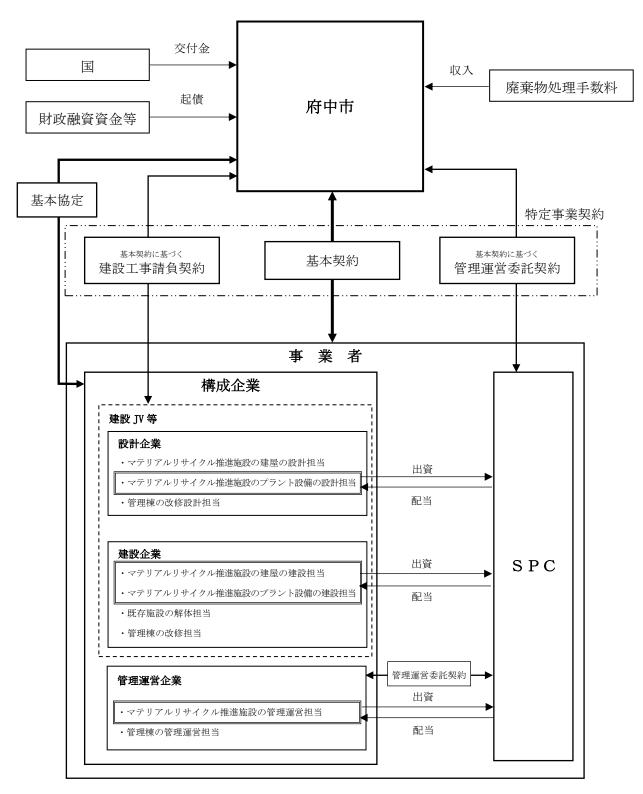


図 5 改修対象施設

資料5 事業スキーム図



※ 構成企業のうち二重線で囲われた企業 (マテリアルリサイクル推進施設の建屋の建設担当及びマテリアルリサイクル推進施設のプラント設備の建設担当並びにマテリアルリサイクル推進施設の管理運営担当) は、SPCへ出資する構成員とします。それ以外の企業については、SPCへ出資しない協力企業でも可とします。

資料 6 予想されるリスクと本市及び事業者のリスク分担表 (案)

リスク分担表 (1/2)

○:主分担 △:従分担

	リスクの種類		リスクの内容	負担	且者		
		プ ハ グ V / 1里規	タハノ Write	本市	事業者		
	入札	上図書等リスク	入札説明書、要求水準書等の誤記、提示漏れにより、 市の要望事項が達成されない等	0	Δ		
	応募	要用リスク	応募費用に関するもの		0		
	契約	リリスク	契約締結の中止※1	0	0		
	政策	で変更リスク	本市の政策方針や事業計画の変更によるもの (国の場合も含む。)	0			
	用地	連確保リスク	事業用地の確保に関するもの	0			
			本事業に特別に影響を及ぼす法制度の新設・変更に 関するもの(税制度を除く。)	0			
		法令等の変更リスク	上記以外で、本事業のみならず広く一般的に適用される法制度の新設・変更に関するもの(税制度を除く。)		0		
	制	税制度の変更リスク	事業者の利益に課される税制度の新設変更に関す るもの		0		
	度	忧耐反の友丈リハク	上記以外の税制度の新設・変更に関するもの	0			
	関連	=h====1	本市の事由による許認可の取得遅延	0			
		許認可リスク	上記以外による許認可の取得遅延(本表に別段の定めがあるものは除く。)		0		
共通		交付金リスク	事業者の事由により予定していた交付金額が交付 されない又は交付遅延等		0		
囲		∠11並ノバノ	上記以外のもの	0			
		住民対応リスク	本事業の実施に関する住民の反対運動・訴訟等が生 じた場合	0			
		任氏対応リスク	上記以外に関する住民の反対運動・訴訟等が生じた 場合		0		
	社会	第三者賠償リスク	事業者が実施する業務に起因して発生する事故、施 設の劣化等維持管理の不備による事故等により第 三者に及ぼす損害		0		
			上記以外のもの	0			
		環境保全リスク	事業者が実施する業務に起因する有害物質の排出、 騒音、振動等による周辺環境の悪化及び法令上の規 制基準不適合等		0		
	物価	G変動リスク	施設の供用開始前のインフレ・デフレ※2	0	Δ		
	1/07川	11 久労 ノ ハ ノ	施設の供用開始後のインフレ・デフレ※2	0	Δ		
	事業	約100年上・遅延に関する	本市の事由による事業の中止・延期・遅延	0			
	リス	<i>S. D</i>	上記以外の事業の中止・延期・遅延(本表に別段の 定めがあるものは除く。)		0		
	不可	「抗力リスク	戦争、風水害、地震等その他自然的又は人為的な現象のうち通常の予見可能な範囲を超えるもの※3	0	Δ		

リスク分担表 (2/2)

○: 主分担 △: 従分担

		○: 主分担		<u></u> 担者
	リスクの種類	リスクの内容	本市	事業者
	設計変更リスク	本市の指示、提示条件の不備、変更による設計変更 による費用の増大、計画遅延に関するもの		720
設	BAHIXXIII	事業者の提案内容の不備、変更による設計変更によ る費用の増大、計画遅延に関するもの		0
計段	測量・地質調査の誤りリスク	本市が実施した測量、地質調査部分に関するもの	0	
階		事業者が実施した測量、地質調査部分に関するもの		0
	建設着工遅延リスク	本市の指示、提示条件の不備、変更によるもの	0	
		上記以外の要因によるもの		0
	工事費増大リスク	本市の指示、提示条件の不備、変更による工事費の増大によるもの	0	
		上記以外の要因によるもの		0
建設	工事遅延リスク	本市の指示、提示条件の不備、変更による工事遅延によるもの	0	
段 階	14XZ(2) 11/	上記以外の要因によるもの		0
	一般的損害リスク	工事目的物、材料に関して生じた損害		0
	性能リスク	要求水準の不適合(施工不良を含む。)		0
	ごみ量の変動リスク	搬入されるごみ等の量の変動によるコスト負担の 変動※4	0	Δ
	搬出物等の処理リスク	残さ等の運搬、処分に関するもの	0	
		梱包品、金属等の運搬、再資源化に関するもの	0	
	処理不適物混入リスク	搬入されるごみ等に処理不適物が混入していた場合のコスト増大(事業者の善良なる管理者の注意義務をもっても排除できない場合)	0	
<i>⊱</i> -∕		事業者の善管注意義務違反の場合		0
管理	性能リスク	要求水準の不適合		0
運営	施設の不具合等リスク	事業者が施工していない部分の施設不具合等	0	
段	WEBA TO LOCAL TO	事業者が施工した部分の施設不具合等		0
階	施設の契約不適合リスク	設定期間内に見つかった事業者の設計施工した部 分における契約不適合に関するもの		0
	施設の性能確保リスク	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		0
		市の事由による事故・火災等による修復等にかかる コスト増大	0	
	施設損傷リスク	上記以外の事故・火災等による修復等にかかるコス ト増大		0
		施設・設備の老朽化、運営不備、警備不備による第 三者の行為等に起因するもの		0
		ごみ収集車・搬出入車に起因するもの	0	

- ※1 いずれかに明らかな原因がある場合を除き、それぞれが発生した費用を負担する。
- ※2 基本的には本市の負担となり、一定範囲内においては民間事業者の負担となる。
- ※3 不可抗力については、一定程度までは事業者が負担し、それ以上は本市が負担する。
- ※4 搬入されるごみ等の量の変動は、固定料金及び変動料金の2料金体制を採用することにより対応し、 計画ごみ量に対して著しい変動があった場合には、本市、事業者との協議とする。

実施方針で用いる用語の定義は次のとおりです。

本市: 府中市をいう。

本事業: 府中市リサイクルプラザ整備・管理運営事業をいう。

本施設: 府中市リサイクルプラザをいう。

既存施設:本施設の敷地内に設置されている既存の施設等をいい、選別棟、管理

棟、資源棟、各保管棟、既存計量棟、除害施設、車庫、駐車場スペー

ス、門扉、柵、外構設備等を総称していう。

新施設 : 本施設の敷地内に新たに整備するマテリアルリサイクル推進施設を

いい、計量棟、仮置ヤード、洗車場、駐車場、構内道路、植栽、門・

囲障、新施設から管理棟間の渡り廊下等が含まれる。

解体対象施設: 既存施設のうち、選別棟、管理棟のペットボトル処理施設、資源棟、

各保管棟、車庫、除害施設、駐車場スペース、その他解体が必要な施

設を総称していい、解体及び撤去工事の対象となる施設をいう。

改修対象施設 : 既存施設のうち、管理棟及び既存計量棟をいい、改修対象となる施設

を総称していう。

管理運営 : 本施設の管理運営(運転、維持管理、補修等を含む。)をいう。

特定事業の選定 :民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平

成11年法律第117号)第7条に規定されている事項。同法の趣旨に基づき実施することが適切であると公共施設等の管理者等が認め

る事業を選定することをいう。

選別棟:燃やさないごみ、容器包装プラスチックを中間処理する既存施設であ

り、新施設の供用開始後に解体撤去する施設をいう。

管理棟:本市が本施設を管理するための施設であり、ペットボトルの中間処理

施設、事務室、休憩室及びリサイクル品の展示等をする設備で構成され、改修対象施設となる施設をいう。なお、管理棟のペットボトル処

理施設は新施設の供用開始後に解体撤去する。

資源棟 : 燃やさないごみの破砕工程、粗大ごみ、容器包装プラスチック、びん、

かん、有害ごみを中間処理する既存施設であり、新施設の供用開始後

に解体撤去する施設をいう。

既存計量棟 : 本施設に設置されている既存の計量棟であり、改修対象施設となる施

設をいう。

DBO方式 : Design(設計)、Build(建設)、Operate(運営)

を民間事業者に一括して委ねる民間活力推進手法をいう。

SPC : 選定された入札参加者の構成員が本事業の管理運営を実施するため

に株主として出資し設立する事業会社をいう。

事業者:本市と本事業の基本契約を締結する選定事業者をいう。選定された入

札参加者の構成企業(落札者)及びSPCで構成される。

設計企業 : 本事業の整備のうち設計を行う者をいう。 建設企業 : 本事業の整備のうち建設を行う者をいう。

管理運営企業:本事業の管理運営を行う者をいう。

入札参加者: 本事業の入札に参加する企業又は企業グループをいう。

構成企業: 入札参加者を構成する企業をいう。

構成員 : 構成企業のうち、SPCへ出資する企業をいう。 協力企業 : 構成企業のうち、SPCへ出資しない企業をいう。

代表企業: 入札参加者を代表する企業をいう。SPCの最大出資者となる。

建設 J V :本市と建設工事請負契約を締結する設計企業と建設企業による共同

企業体をいう。なお、設計企業と建設企業が同一企業である場合は設

立する必要はない。

基本協定 : 落札者決定後すぐに、本市と落札者が締結するものであり、特定事業

契約締結のために、必要とする権利、義務及び手続について定めるも

のをいう。

基本契約 : 事業者に本事業を一括で発注するために、本市と事業者が締結する契

約をいう。

建設工事請負契約 :本事業の設計及び建設の実施のために、基本契約に基づき、本市と建

設JV等が締結する契約をいう。

管理運営委託契約 :本事業の管理運営の実施のために、基本契約に基づき、本市とSPC

が締結する契約をいう。

特定事業契約 :基本契約、建設工事請負契約及び管理運営委託契約の3つの契約をま

とめた総称をいう。

モニタリング: 事業者が実施する設計・建設及び管理運営の実施状況についての本市

の監視をいう。